

令和7年9月  
浜田市議会定例会議議案

令和7年9月1日

## 令和7年9月浜田市議会定例会議付議事件

### 議案

- 認定第1号 令和6年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和6年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和6年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和6年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第6号 令和6年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第7号 令和6年度浜田市下水道事業会計決算認定について
- 議案第57号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第60号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例について
- 議案第62号 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例の制定について
- 議案第63号 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について
- 議案第65号 財産の取得について（浜田市立小中学校給食用食器等）
- 議案第66号 財産の処分について（浜田市国民宿舎千畳苑）
- 議案第67号 工事請負契約の締結について（美川小学校建設に伴う建築主体工事）
- 議案第68号 工事請負契約の締結について（美川小学校建設に伴う電気設備工事）
- 議案第69号 工事請負契約の変更について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁床版工事）
- 議案第70号 市道路線の廃止について（浜田492号線）
- 議案第71号 第2次浜田市総合振興計画の計画期間の変更について
- 議案第72号 令和7年度浜田市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第73号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 同意第3号 浜田市監査委員の選任について
- 同意第4号 浜田市公平委員会委員の選任について
- 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 報 告

- 報告第 16 号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事の変更契約）
- 報告第 17 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 18 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 19 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 20 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

令和 6 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

令和 6 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

令和 6 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

令和 6 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

令和 6 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

令和 6 年度浜田市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度浜田市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 57 号

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号。以下「育児休業条例」という。）第 26 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 育児休業条例第 26 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生

活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 58 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 23 条の見出しを「(第 1 号部分休業の承認)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 23 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 23 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 23 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 23 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10

を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 23 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 24 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 25 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 25 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の浜田市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 59 号

浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について

浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を  
次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び

運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社

会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当た

つての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第 2 章 乳児等通園支援事業

### 第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所におい

て、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。
  - ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
  - エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の（ア）又は（イ）に掲げ

る要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 浜田市家庭的保育事業等の設備及

び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（その他）

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 21 条関係）

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造

		の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定 する構造の屋外階段
--	--	--

議案第 60 号

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

浜田市火入れに関する条例（平成 17 年浜田市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「防火設備」を「防火帯」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（火入れの中止）

第 13 条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報が発令されたときは、火入れを行ってはならない。

2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例について

浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成 17 年浜田市条例第 211 号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による廃止前の浜田市国民宿舎千畳苑条例の規定により納付することとされた利用料金については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

議案第 62 号

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例の制定について

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例

### (目的及び設置)

第1条 美又温泉等の美肌に関する地域資源を活用し、観光振興の拡大による地域経済の活性化を図るとともに、市民の心身の健康の増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（以下「拠点施設」という。）を浜田市金城町追原31番地3に設置する。

### (施設)

第2条 拠点施設の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日帰り入浴施設（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場及び休憩の場を提供するための施設をいう。）
- (2) 温泉スタンド（浜田市温泉事業条例（平成17年浜田市条例第218号）第5条第6号に規定する一般供給を行うための施設をいう。）
- (3) にぎわい創出エリア

### (事業)

第3条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日帰り入浴施設及び温泉スタンドの提供
- (2) 美肌観光の企画及び情報発信
- (3) にぎわい創出エリアを活用した事業
- (4) その他拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

### (管理)

第4条 拠点施設（第2条第3号に規定する施設を除く。以下同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

### (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号（第3号を除く。）に掲げる事業に関する業務
- (2) 拠点施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

### (開館時間等)

第 6 条 拠点施設の開館時間又は利用時間及び休館日又は休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 日帰り入浴施設

ア 開館時間 午前 10 時から午後 9 時まで

イ 休館日 水曜日

(2) 温泉スタンド

ア 利用時間 午前 10 時から午後 9 時まで

イ 休業日 無休

(利用許可)

第 7 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第 1 項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、拠点施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 4 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びにこの条例の施行の日以後の利用に係る施設等の利用の許可その他拠点施設（第 2 条第 3 号に規定する施設を含む。）の運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(浜田市美又温泉国民保養センター条例の廃止)

- 3 浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成 17 年浜田市条例第 299 号）は、廃止する。

(浜田市温泉事業条例の一部改正)

- 4 浜田市温泉事業条例（平成 17 年浜田市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美又温泉の部一般供給の項を削る。

別表（第 11 条関係）

1 大浴場の利用料金（1 人当たり）

区分	利用料金の上限額	
	1 回分	回数券 (11 回分)
大人（中学生以上）	1,200 円	12,000 円
小学生	600 円	6,000 円

備考

- 1 利用料金の額は、入湯税相当額を含まず、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 繁忙期（市長が別に定める期間をいう。以下同じ。）に利用する場合の 1 回分の利用料金の額は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

2 貸切風呂の利用料金（1 室当たり）

区分	利用料金の上限額	
	基本利用料金（2 時間まで）	追加利用料金（2 時間を超える 1 時間までごとに）
貸切風呂	6,000 円	3,000 円
貸切風呂（サウナ付き）	9,000 円	4,500 円

備考

- 1 利用料金の額は、入湯税相当額を含まず、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 繁忙期に利用する場合の基本利用料金及び追加利用料金の額は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

3 有料休憩室の利用料金（1 室当たり）

区分	利用料金の上限額	
	基本利用料金（3 時間まで）	追加利用料金（3 時間を超える 1 時間までごとに）
有料休憩室	4,500 円	1,500 円

備考

- 1 利用料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 繁忙期に利用する場合の基本利用料金及び追加利用料金の額は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。

4 温泉スタンドの利用料金

区分	利用料金
利用量 20 リットル当たり	10 円

備考 利用料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

議案第 63 号

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例について

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条  
例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業（浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）第 23 条第 1 項に規定する第 1 号部分休業及び同条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する第 2 号部分休業をいう。）、介護休暇（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）第 16 条第 1 項に規定する休暇をいう。）又は介護時間（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について

浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例

(浜田市水道給水条例の一部改正)

第1条 浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市公共下水道条例の一部改正)

第2条 浜田市公共下水道条例（平成17年浜田市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により適用する同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市集落排水施設条例の一部改正)

第3条 浜田市集落排水施設条例（平成17年浜田市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により適用する同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 65 号

### 財産の取得について

浜田市立小中学校給食用食器等買換えのため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産	浜田市立小中学校給食用食器等	
	ボール（415ml 及び 465ml）	10,000 個
	深皿（210ml、450ml 及び 580ml）	15,000 枚
	トレイ	4,210 枚
	箸	6,000 膳
2 取得の方法	購入（指名競争入札）	
3 取得予定価格	31,179,896 円	
4 契約の相手方	浜田市高佐町 628 番地 4	
	ホクサン厨機株式会社 浜田営業所	
	営業所長 石 神 秀 喜	

議案第 66 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 財産の名称 浜田市国民宿舎千畳苑
- 2 処分する財産
  - (1) 土地  
所在 下府町 2164 番 85 ほか 3 筆  
地目 宅地及び雑種地  
面積 9,308.56 m<sup>2</sup>
  - (2) 建物  
所在地 下府町 2164 番地 85 ほか  
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建  
附属建物 車庫 1 棟及び物置 3 棟  
延床面積 3,857.79 m<sup>2</sup>
  - (3) 車両 2 台
- 3 処分の方法 売買（随意契約（公募型プロポーザル方式））
- 4 処分予定価格
  - (1) 土地 40,818,400 円
  - (2) 建物 104,666,100 円
  - (3) 車両 2,158,000 円
  - (4) 合計 147,642,500 円

5 処分の条件

財産（建物）の譲渡を受けた日から 10 年間は、旅館・ホテル営業及び浴場業を営む施設として使用すること。

6 処分の相手方

兵庫県洲本市海岸通一丁目 3 番 11 号

株式会社かいげつ

代表取締役 齋 藤 敦 夫

## 議案第 67 号

### 工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した美川小学校建設に伴う建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 美川小学校建設に伴う建築主体工事                               |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約の金額  | 1,760,000,000 円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 宮田建設工業・佐々木組・三木工務店特別共同企業体                       |
|   | 代表者    | 浜田市朝日町 91 番地 13<br>宮田建設工業株式会社<br>代表取締役 宮 田 智 裕 |
|   | 構成員    | 浜田市相生町 3880 番地<br>株式会社佐々木組<br>代表取締役 佐々木 一 也    |
|   | 構成員    | 浜田市原町 51 番地<br>株式会社三木工務店<br>代表取締役 教 重 智 文      |

## 議案第 68 号

### 工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した美川小学校建設に伴う電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 美川小学校建設に伴う電気設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 173,800,000 円
- 4 契約の相手方 内村電機工務店・浜田電気工事特別共同企業体  
代表者 浜田市下府町 327 番地 118  
株式会社内村電機工務店 浜田営業所  
所長 西 尾 裕 一  
構成員 浜田市殿町 51 番地 22  
浜田電気工事株式会社  
代表取締役 齋 藤 正 明

## 議案第 69 号

### 工事請負契約の変更について

簡易型一般競争入札に付した市道日脚治和線（周布橋）橋梁床版工事請負契約について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 市道日脚治和線（周布橋）橋梁床版工事
- 2 原契約の概要
  - (1) 契約の方法 簡易型一般競争入札
  - (2) 契約日 令和7年2月18日
- 3 契約の金額 変更前 145,200,000円  
変更後 164,931,800円
- 4 完工期日 変更前 令和7年12月26日  
変更後 令和8年2月27日
- 5 契約の相手方 浜田市熱田町1461番地  
株式会社毛利組  
代表取締役 隅田勝幸

議案第 70 号

市道路線の廃止について

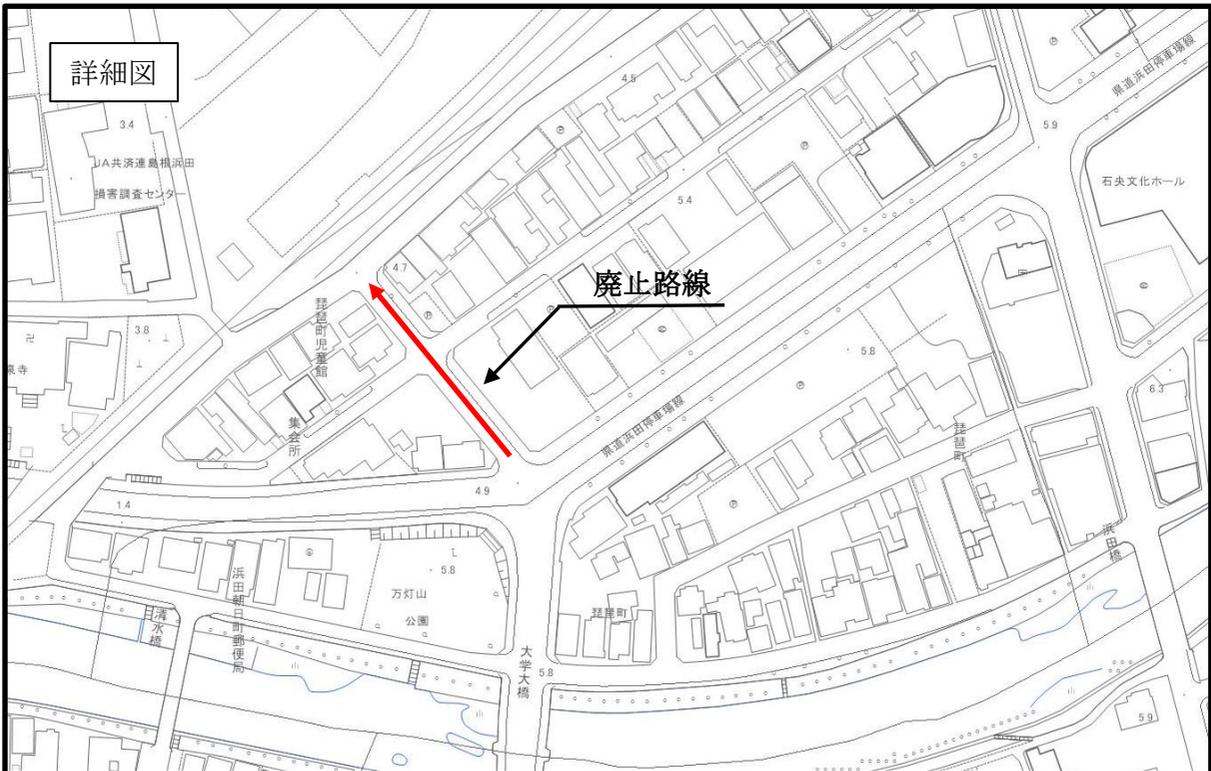
次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



# 廃止



議案第 71 号

第 2 次浜田市総合振興計画の計画期間の変更について

第 2 次浜田市総合振興計画の計画期間について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 2 項並びに浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 基本構想	変更前	平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度まで
	変更後	平成 28(2016)年度から令和 8(2026)年度まで
2 後期基本計画	変更前	令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度まで
	変更後	令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで

議案第 72 号

令和 7 年度

浜田市一般会計補正予算  
(第 5 号)

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,022,030 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,402,992 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		31,209	819	32,028
	1 地方特例交付金	31,209	819	32,028
11 地方交付税		10,150,000	187,668	10,337,668
	1 地方交付税	10,150,000	187,668	10,337,668
13 分担金及び負担金		240,284	1,419	241,703
	2 負担金	218,978	1,419	220,397
15 国庫支出金		5,895,932	8,926	5,904,858
	2 国庫補助金	1,973,077	7,747	1,980,824
	3 国庫委託金	63,276	1,179	64,455
16 県支出金		3,014,231	5,875	3,020,106
	2 県補助金	1,200,486	5,875	1,206,361
18 寄附金		1,258,197	15,000	1,273,197
	1 寄附金	1,258,197	15,000	1,273,197
19 繰入金		3,906,253	276,078	4,182,331
	1 基金繰入金	3,906,253	276,078	4,182,331
20 繰越金		1	902,725	902,726
	1 繰越金	1	902,725	902,726
21 諸収入		1,386,729	36,020	1,422,749
	5 雑収入	993,224	36,020	1,029,244
22 市債		4,987,600	587,500	5,575,100
	1 市債	4,987,600	587,500	5,575,100
歳入合計		43,380,962	2,022,030	45,402,992

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,649,174	1,385,887	10,035,061
	1 総務管理費	7,773,303	1,381,236	9,154,539
	3 戸籍住民基本台帳費	235,756	4,651	240,407
3 民生費		12,301,670	29,467	12,331,137
	1 社会福祉費	6,955,144	29,467	6,984,611
6 農林水産業費		2,640,531	580,988	3,221,519
	1 農業費	1,387,902	579,000	1,966,902
	3 水産業費	1,004,129	1,988	1,006,117
7 商工費		1,281,775	11,150	1,292,925
	1 商工費	1,281,775	11,150	1,292,925
10 教育費		3,989,411	14,538	4,003,949
	1 教育総務費	1,194,885	7,666	1,202,551
	6 保健体育費	671,726	6,872	678,598
歳出合計		43,380,962	2,022,030	45,402,992

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	01 農業費	地域総合整備資金貸付金	579,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
財務会計システム改修経費	令和 8 年度	1,980
e スポーツイベント開催委託経費	令和8年度から令和9年度まで	8,180

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付事業	579,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件 による。ただし、市財 政の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、若しくは 延長し、繰上償還を 行い、又は借換えす ることができる。

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
観光施設整備事業	206,400	214,900

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	31,209	819	32,028
11 地方交付税	10,150,000	187,668	10,337,668
13 分担金及び負担金	240,284	1,419	241,703
15 国庫支出金	5,895,932	8,926	5,904,858
16 県支出金	3,014,231	5,875	3,020,106
18 寄附金	1,258,197	15,000	1,273,197
19 繰入金	3,906,253	276,078	4,182,331
20 繰越金	1	902,725	902,726
21 諸収入	1,386,729	36,020	1,422,749
22 市債	4,987,600	587,500	5,575,100
歳入合計	43,380,962	2,022,030	45,402,992

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	8,649,174	1,385,887	10,035,061	7,859		15,000	1,363,028
3民生費	12,301,670	29,467	12,331,137	1,067		1,419	26,981
6農林水産業費	2,640,531	580,988	3,221,519		579,000	1,988	
7商工費	1,281,775	11,150	1,292,925		8,500	2,590	60
10教育費	3,989,411	14,538	4,003,949	5,875		8,663	
歳出合計	43,380,962	2,022,030	45,402,992	14,801	587,500	29,660	1,390,069

2 歳 入

10 地方特例交付金 ( 1 地方特例交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方特例交付金	31,209	819	32,028
1 地方特例交付金	31,209	819	32,028
1 地方特例交付金	31,209	819	32,028
11 地方交付税	10,150,000	187,668	10,337,668
1 地方交付税	10,150,000	187,668	10,337,668
1 地方交付税	10,150,000	187,668	10,337,668
13 分担金及び負担金	240,284	1,419	241,703
2 負 担 金	218,978	1,419	220,397
1 民生費負担金	209,451	1,419	210,870
15 国庫支出金	5,895,932	8,926	5,904,858
2 国庫補助金	1,973,077	7,747	1,980,824
1 総務費国庫補助金	746,417	6,680	753,097
2 民生費国庫補助金	347,650	1,067	348,717
3 国庫委託金	63,276	1,179	64,455
1 総務費国庫委託金	51,665	1,179	52,844
16 県支出金	3,014,231	5,875	3,020,106
2 県補助金	1,200,486	5,875	1,206,361
7 教育費県補助金	76,311	5,875	82,186
18 寄 附 金	1,258,197	15,000	1,273,197
1 寄 附 金	1,258,197	15,000	1,273,197

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方特例交付金	819	地方特例交付金 819
1	地方交付税	187,668	普通交付税 187,668
1	社会福祉費負担金	1,419	老人福祉施設措置費負担金 1,419
2	戸籍住民基本台帳費補助金	6,680	戸籍電算化事務費 6,680
1	社会福祉費補助金	1,067	子ども・子育て支援事業費 1,067
2	戸籍住民基本台帳費委託金	1,179	中長期在留者住居地届出等事務委託費 1,179
1	教育総務費補助金	5,875	緊急校務支援員配置事業費 5,875

## 18 寄 附 金 ( 1 寄 附 金 )

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費寄附金	1,251,500	15,000	1,266,500
19 繰 入 金	3,906,253	276,078	4,182,331
1 基金繰入金	3,906,253	276,078	4,182,331
1 財政調整基金繰入金	970,201	267,415	1,237,616
6 ふるさと応援基金繰入金	1,054,513	8,663	1,063,176
20 繰 越 金	1	902,725	902,726
1 繰 越 金	1	902,725	902,726
1 繰 越 金	1	902,725	902,726
21 諸 収 入	1,386,729	36,020	1,422,749
5 雑 入	993,224	36,020	1,029,244
2 雑 入	993,222	36,020	1,029,242
22 市 債	4,987,600	587,500	5,575,100
1 市 債	4,987,600	587,500	5,575,100
4 農林水産業債	298,500	579,000	877,500
5 商 工 債	206,400	8,500	214,900
歳 入 合 計	43,380,962	2,022,030	45,402,992

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	総務管理費寄附金	15,000	企業版ふるさと寄附金 15,000
1	財政調整基金繰入金	267,415	財政調整基金繰入金 267,415
1	ふるさと応援基金繰入金	8,663	ふるさと応援基金繰入金 8,663
1	前年度繰越金	902,725	前年度繰越金 902,725
8	民生費雑入	31,442	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 31,442
10	農林水産業費雑入	1,988	水産雑入 1,988
11	商工費雑入	2,590	道の駅ゆうひパーク浜田改修事業負担金 2,590
1	農業債	579,000	地域総合整備資金貸付事業費 579,000
1	商工債	8,500	道の駅ゆうひパーク浜田改修事業費 8,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,649,174	1,385,887	10,035,061	7,859		15,000	1,363,028
1 総務管理費	7,773,303	1,381,236	9,154,539			15,000	1,366,236
2 人事管理費	187,459	55,061	242,520				55,061
6 財産管理費	639,559	1,091,507	1,731,066				1,091,507
7 企画費	2,888,514	15,000	2,903,514			15,000	
18 諸 費	47,189	219,668	266,857				219,668

## 2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	39,272	1 産休・育休等代替職員費 55,061
3 職員手当等	7,897	
4 共済費	7,860	
8 旅費	32	
24 積立金	1,091,507	1 財政調整基金積立金 460,000 2 市民生活安定化基金積立金 326,045 3 公共施設長寿命化等推進基金積立金 305,462
10 需用費	800	1 e スポーツによるデジタル人材育成事業 15,000
12 委託料	1,000	
13 使用料及び賃借料	40	
17 備品購入費	3,400	
24 積立金	9,760	
22 償還金利子及び割引料	219,668	1 市税等過誤納還付金 15,000 2 国県補助金等精算返還金 204,668

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	235,756	4,651	240,407	7,859			△3,208
1 戸籍住民基本 台帳費	235,756	4,651	240,407	7,859			△3,208

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	3,472	1 戸籍住民基本台帳事務費 1,179 2 戸籍事務電算化事業 3,472
17	備品購入費	1,179	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,301,670	29,467	12,331,137	1,067		1,419	26,981
1 社会福祉費	6,955,144	29,467	6,984,611	1,067		1,419	26,981
1 社会福祉総務費	1,024,506	2,377	1,026,883				2,377
4 老人福祉費	2,014,119	26,023	2,040,142			1,419	24,604
7 後期高齢者医療費	1,235,168	1,067	1,236,235	1,067			

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,510	1 社会福祉総務事務費 1,510
27	繰出金	867	2 国民健康保険特別会計繰出金 867
19	扶助費	26,023	1 老人保護措置費 26,023
27	繰出金	1,067	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 1,067

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,640,531	580,988	3,221,519		579,000	1,988	
1 農 業 費	1,387,902	579,000	1,966,902		579,000		
4 畜産業費	3,406	579,000	582,406		579,000		

6 農林水産業費 ( 1 農 業 費 )

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区	分		
20	貸付金	579,000	1 地域総合整備資金貸付金 579,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,004,129	1,988	1,006,117			1,988	
1 水産業総務費	16,156	1,988	18,144			1,988	

## 6 農林水産業費 ( 3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
13	使用料及び賃借料	1,988	1 水産総務事務費 1,988

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,281,775	11,150	1,292,925		8,500	2,590	60
1 商 工 費	1,281,775	11,150	1,292,925		8,500	2,590	60
2 商工業振興費	215,890	11,150	227,040		8,500	2,590	60

## 7 商工費（1 商工費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	
14 工事請負費	11,150	1 道の駅ゆうひパーク浜田改修事業 11,150

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,989,411	14,538	4,003,949	5,875		8,663	
1 教育総務費	1,194,885	7,666	1,202,551	5,875		1,791	
3 教育研究指導費	239,843	7,666	247,509	5,875		1,791	

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	7,997	1 学校支援員配置事業 1,791 2 緊急校務支援員配置事業 5,875
3	職員手当等	△972	
4	共済費	△1,572	
8	旅費	422	
12	委託料	1,791	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	671,726	6,872	678,598			6,872	
4 運動施設管理費	243,506	6,872	250,378			6,872	

## 10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	6,872	1 運動施設改修事業 6,872

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 834) 610 人	1,157,795 千円	2,357,529 千円	2,048,953 千円	5,564,277 千円
補 正 前	( 784) 610	1,110,526	2,357,529	2,042,028	5,510,083
比 較	( 50)	47,269		6,925	54,194
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	1,013,303 千円	6,577,580 千円			
補 正 前	1,007,015	6,517,098			
比 較	6,288	60,482			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 20) 572 人		2,350,588 千円	1,669,967 千円	4,020,555 千円
補 正 前	( 20) 572		2,350,588	1,669,967	4,020,555
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	793,519 千円	4,814,074 千円			
補 正 前	793,519	4,814,074			
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 814) 38 人	1,157,795 千円	6,941 千円	378,986 千円	1,543,722 千円
補 正 前	( 764) 38	1,110,526	6,941	372,061	1,489,528
比 較	( 50)	47,269		6,925	54,194
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	219,784 千円	1,763,506 千円			
補 正 前	213,496	1,703,024			
比 較	6,288	60,482			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	47,742 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	84,248 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	41,960 <sup>千円</sup>
	補正前	47,742		84,248		41,960
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	43,286 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	9,972 <sup>千円</sup>	171,422 <sup>千円</sup>	18,933 <sup>千円</sup>
	補正前	43,286		9,972	171,422	18,933
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	2,440 <sup>千円</sup>	727,350 <sup>千円</sup>	609,045 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補正前	45	2,440	723,450	606,020	
	比 較			3,900	3,025	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	292,510 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>		
	補正前	292,510				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 <sup>千円</sup>	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	



債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[ 既決分 ]	千円 8,957,625		千円 989,171	千円 1,597,269		千円 6,371,185	千円 1,034,292	千円 5,336,893
財務会計システム改修経費	1,980	令和8年度から			令和8年度まで	1,980		1,980
e スポーツイベント開催委託経費	8,180	令和8年度から			令和9年度まで	8,180	8,180	
計	8,967,785		989,171	1,597,269		6,381,345	1,042,472	5,338,873

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	12,817,897 <sup>千円</sup>	2,136,500 <sup>千円</sup>	1,360,476 <sup>千円</sup>	13,593,921 <sup>千円</sup>
	補 正 額		579,000		579,000
	補 正 後 の 額	12,817,897	2,715,500	1,360,476	14,172,921
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,639,771	2,600,500	1,685,041	15,555,230
	補 正 額		8,500		8,500
	補 正 後 の 額	14,639,771	2,609,000	1,685,041	15,563,730
計	補 正 前 の 額	39,446,222	4,987,600	5,097,598	39,336,224
	補 正 額		587,500		587,500
	補 正 後 の 額	39,446,222	5,575,100	5,097,598	39,923,724

# 令和 7 年度

## 浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,821 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,781,369 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

## 1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		775,188	△90,551	684,637
	1 国民健康保険料	775,188	△90,551	684,637
6 繰入金		634,889	110,629	745,518
	1 他会計繰入金	624,889	867	625,756
	2 基金繰入金	10,000	109,762	119,762
7 繰越金		1	3,213	3,214
	1 繰越金	1	3,213	3,214
8 諸収入		4,505	16,530	21,035
	3 雑収入	2,002	16,530	18,532
歳入合計		5,741,548	39,821	5,781,369

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		181,608	867	182,475
	1 総 務 管 理 費	177,412	867	178,279
3 国 保 事 業 費 納 付 金		1,173,110	16,687	1,189,797
	1 医 療 給 付 費	856,178	13,774	869,952
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金	239,700	9,734	249,434
	3 介 護 納 付 金	77,232	△6,821	70,411
5 基 金 積 立 金		1,848	1,607	3,455
	1 基 金 積 立 金	1,848	1,607	3,455
7 諸 支 出 金		134,482	20,660	155,142
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,721	20,660	24,381
歳 出 合 計		5,741,548	39,821	5,781,369

歳入歳出補正予算事項別明細書  
(事業勘定)

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	775,188	△90,551	684,637
6 繰入金	634,889	110,629	745,518
7 繰越金	1	3,213	3,214
8 諸収入	4,505	16,530	21,035
歳入合計	5,741,548	39,821	5,781,369

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	181,608	867	182,475			867	
3国保事業費納付金	1,173,110	16,687	1,189,797			107,238	△90,551
5基金積立金	1,848	1,607	3,455				1,607
7諸支出金	134,482	20,660	155,142			19,004	1,656
歳出合計	5,741,548	39,821	5,781,369	0	0	127,109	△87,288

2 歳 入

1 国民健康保険料 ( 1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	775, 188	△90, 551	684, 637
1 国民健康保険料	775, 188	△90, 551	684, 637
1 一般被保険者国民健康保険料	775, 188	△90, 551	684, 637
6 繰 入 金	634, 889	110, 629	745, 518
1 他会計繰入金	624, 889	867	625, 756
1 一般会計繰入金	624, 889	867	625, 756
2 基金繰入金	10, 000	109, 762	119, 762
1 財政調整基金繰入金	10, 000	109, 762	119, 762
7 繰 越 金	1	3, 213	3, 214
1 繰 越 金	1	3, 213	3, 214
1 その他繰越金	1	3, 213	3, 214
8 諸 収 入	4, 505	16, 530	21, 035
3 雑 入	2, 002	16, 530	18, 532
3 雑 入	1	16, 480	16, 481
81 退職被保険者等返納金	0	50	50
歳 入 合 計	5, 741, 548	39, 821	5, 781, 369

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	医療給付費分現年分	△93,464	医療給付費分現年分 △93,464
2	後期高齢者支援金分現年分	9,734	後期高齢者支援金分現年分 9,734
3	介護納付金分現年分	△6,821	介護納付金分現年分 △6,821
5	職員給与費等繰入金	867	事務費繰入金 867
1	財政調整基金繰入金	109,762	財政調整基金繰入金 109,762
1	その他繰越金	3,213	その他繰越金 3,213
1	雑入	16,480	診療報酬返還金 16,480
1	退職被保険者等返納金	50	退職被保険者等返納金 50

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	181,608	867	182,475			867	
1 総務管理費	177,412	867	178,279			867	
1 一般管理費	174,373	867	175,240			867	

1 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	867	1 国保事務費 867

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,173,110	16,687	1,189,797			107,238	△90,551
1 医療給付費	856,178	13,774	869,952			107,238	△93,464
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	856,178	13,774	869,952			107,238	△93,464

3 国保事業費納付金 ( 1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区	分	
	金額	
18	負担金補助及び交付金	13,774
		1 一般被保険者医療給付費分事業費納付金 13,774

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	239,700	9,734	249,434				9,734
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	239,700	9,734	249,434				9,734

3 国保事業費納付金 ( 2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説明
区	分	
金額		
18	負担金補助及び交付金	9,734
		1 一般被保険者後期高齢者支援金分 事業費納付金 9,734

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 介護納付金	77,232	△6,821	70,411				△6,821
1 介護納付金分 事業費納付金	77,232	△6,821	70,411				△6,821

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	△6,821	1 介護納付金分事業費納付金 △6,821

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基金積立金	1,848	1,607	3,455				1,607
1 基金積立金	1,848	1,607	3,455				1,607
1 財政調整基金 積立金	1,848	1,607	3,455				1,607

5 基金積立金 ( 1 基金積立金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	1,607	1 財政調整基金積立金 1,607

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 諸支出金	134,482	20,660	155,142			19,004	1,656
1 償還金及び還付加算金	3,721	20,660	24,381			19,004	1,656
2 償 還 金	1	20,660	20,661			19,004	1,656

7 諸支出金 ( 1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	20,660	1 償還金 20,660

# 令和 7 年度

## 浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,067 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,049,132 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		292,164	1,067	293,231
	1 一 般 会 計 繰 入 金	292,164	1,067	293,231
歳 入	合 計	1,048,065	1,067	1,049,132

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		49,442	1,067	50,509
	1 総 務 管 理 費	47,510	1,067	48,577
歳 出	合 計	1,048,065	1,067	1,049,132

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	292,164	1,067	293,231
歳入合計	1,048,065	1,067	1,049,132

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	49,442	1,067	50,509			1,067	
歳出合計	1,048,065	1,067	1,049,132	0	0	1,067	0

2 歳 入

3 繰 入 金 ( 1 一般会計繰入金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金	292,164	1,067	293,231
1 一般会計繰入金	292,164	1,067	293,231
1 事務費繰入金	35,435	1,067	36,502
歳 入 合 計	1,048,065	1,067	1,049,132

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	事務費繰入金	1,067	事務費繰入金 1,067

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	49,442	1,067	50,509			1,067	
1 総務管理費	47,510	1,067	48,577			1,067	
1 一般管理費	47,510	1,067	48,577			1,067	

1 総務費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,067	1 後期高齢者医療事務費 1,067

同意第 3 号

浜田市監査委員の選任について

浜田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	団体役員
氏 名	野 上 俊 文
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 小 池 満 (令和 7 年 11 月 17 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方自治法第 197 条

同意第 4 号

浜田市公平委員会委員の選任について

浜田市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	会社役員
氏 名	久保田 英 治
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 久保田 英 治 (令和 7 年 11 月 17 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項

同意第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	団体職員
氏 名	山 口 征 枝
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無職
氏 名	吉 永 典 子
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 大 島 正 治 (令和 7 年 12 月 31 日まで)

森 内 純 子 (令和 7 年 12 月 31 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条